

令和元年11月5日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)

法教育授業実施者 杉本 傳
(静岡大学教育学部附属静岡小学校教諭)

法教育授業実践報告

(小学生向け法教育視聴覚教材「本当のことって何だろう?」)

1 実施日時

令和元年10月30日(水) 午前10時35分～午後零時15分(第3・4時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡大学教育学部附属静岡小学校

(2) 学年

第6学年

(3) 教科等

社会科

(4) 指導者

同校教諭 杉本 傳

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「もめごとの解決－国民の司法参加・ルールづくり－」

(小学校学習指導要領)

社会科

[第6学年]

3 内容の取扱い

(2)イ 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加

(2) 目標

学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、またその事実に基づいて自分の考えを適切に表現するとともに、司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

(3) 指導計画

1 時間目…みんなの利益にかかわるもめごとの解決(本時1)

2 時間目…本当のことって何だろう(本時2)

4 本時

(1) 目標

(本時 1)

学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、またその事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。

(本時 2)

司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
本時 1 導入 (5分)	授業の流れ(本時 1)を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループで行うこと ・動画を視聴する前に立場を決め、視聴後、立場にたって意見を述べること ・グループで、最終判断をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画を視聴した際、「さぼっていない」と感じる児童が多くいるため、視聴する前に、立場を決めておく。 ・決まった立場に立って、必要なメモを取るように声を掛ける。
展開① (60分)	「本当のことって何だろう？」の映像(問題提起)を視聴する。【約7分50秒(～7:50)】 グループで話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「さぼったと言える」「さぼったとは言えない」と双方の立場の意見を伝え、グループでの判断を決める。 ・グループでの判断を決めていく際に、事実の確認やその事実に基づく考えを伝え合う。全体で話し合う。 ・展開①でグループで話し合った際のグループの判断や自分の判断、考えを基にして、話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画視聴後も、内容を確認することができるよう、帰りの会の場面での発言を記載した資料【別紙】を配布する。 ・事実を整理しながら話し合えるよう、登場人物のイラストや名前を提示しておく。 ・ホワイトボードを用意し、グループで事実を確認しながら最終判断ができるようにする。 ・児童から、「どちらとも判断ができない」という声が出たら、「判断ができない」という最終判断もあり得ることを伝える。
本時 2 展開② (10分)	判断する上で重要視した点、気をつけなければならぬと感じていた点を話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ここで問う内容は実際の裁判の判断とは違うため、展開①の活動から生まれてきた児童の考えを、尊重していく。 ・児童の中で、疑問が生じた考えに

		については、議論する時間を設ける。
展開③ (10分)	実際の裁判の役割を前提にすると、事例で出てきた登場人物と事例について判断した自分たちが、裁判官等の誰の立場に似ているのかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・得ている知識を基に児童が発言するであろう。適宜、補足説明を行う。 ・事例について判断してきたことが、裁判官と同様の役割であることを押さえた際、裁判員制度の話を取り上げ、司法参加への児童の意識を高める。
まとめ (5分)	授業の振り返りを行う。	

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 成果

- グループで話し合う活動を取り入れたことにより、多くの児童が考えを伝え合うことができた。
- 動画を初めて視聴した際、ほぼ全員が「さぼったとは言えない」という自身の考えをもっていたが、あらかじめ決められた立場でグループの考えを伝え合う活動をしたことにより、考えの変容が見られた児童が多くいた。また、考えを伝え合う活動の中で、展開②で問う内容が話し合われていた。
- 展開①において、児童が発言した「本人が『さぼってない』と言っている、周りが『さぼっている』と言っていれば、さぼったことになる。これはしょうがない」として議論する時間を設けたことにより、展開②に関わる内容を全体でも話し合うことができた。
- 展開③において、「どうして、本当の裁判では弁護人がいるのか」と児童が問いを生み出し、弁護人の役割について考え、理解を深めることができた。

イ 課題

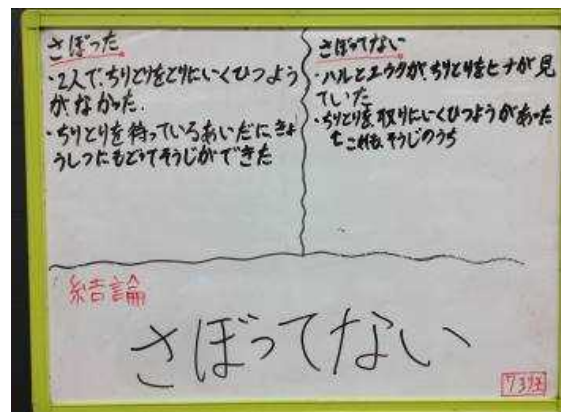
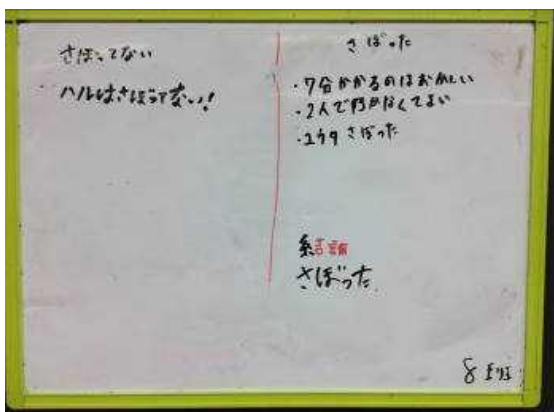
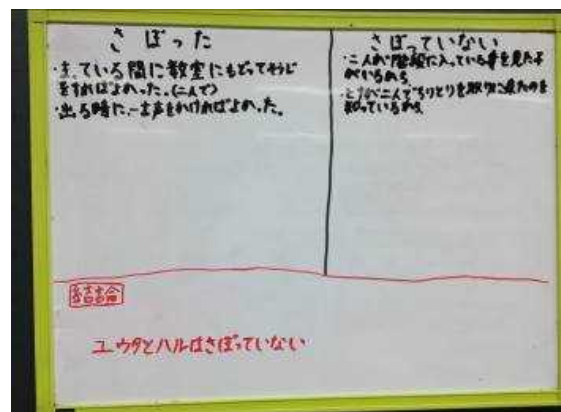
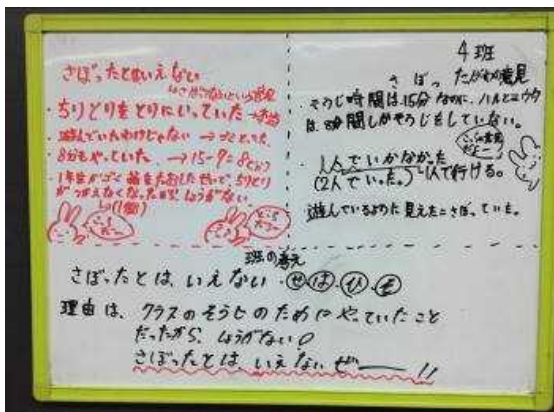
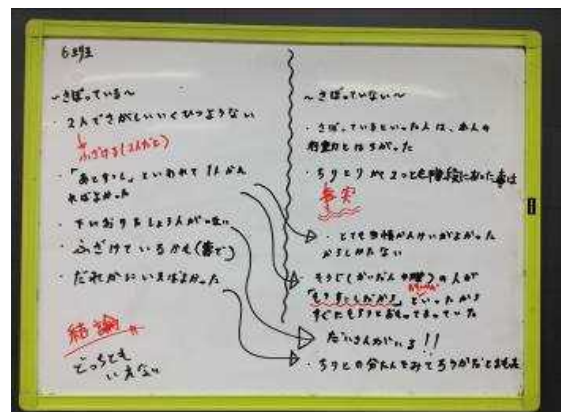
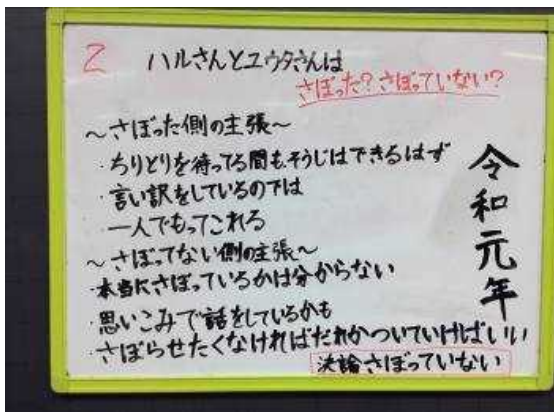
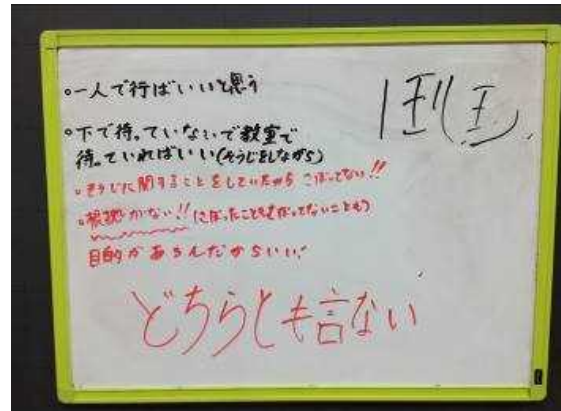
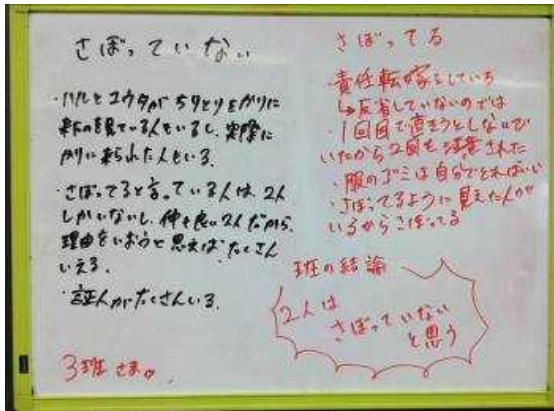
- グループで話し合った内容と全体で話し合った内容が重複した。
- そもそも「どういうことがさぼったということになるのか」、児童によりズレが生じていた。そのため、話合いの論点が、そのズレに関わる内容になってしまいがちであった。

(4) 参考資料 (使用教材・資料, 授業の様子・板書など)

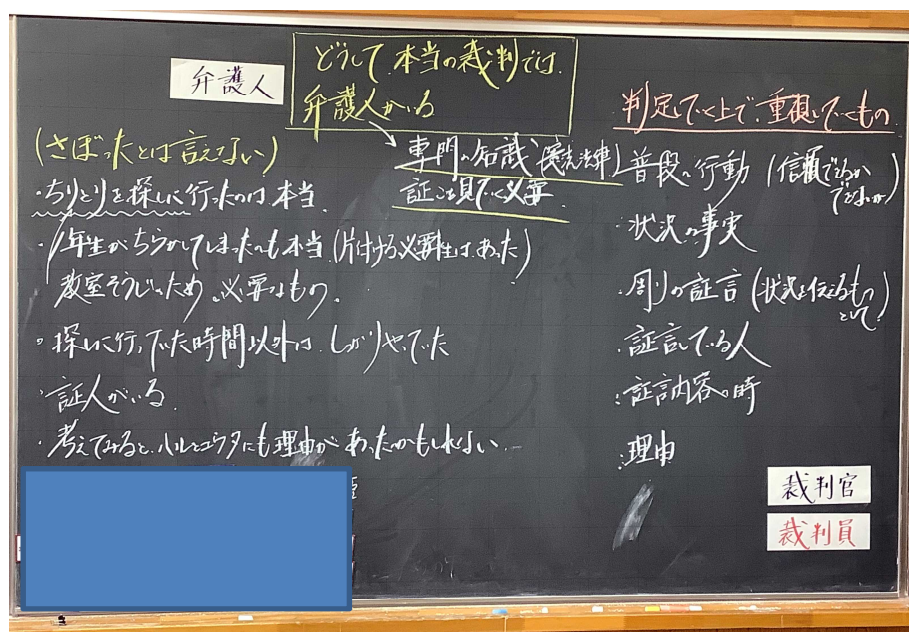
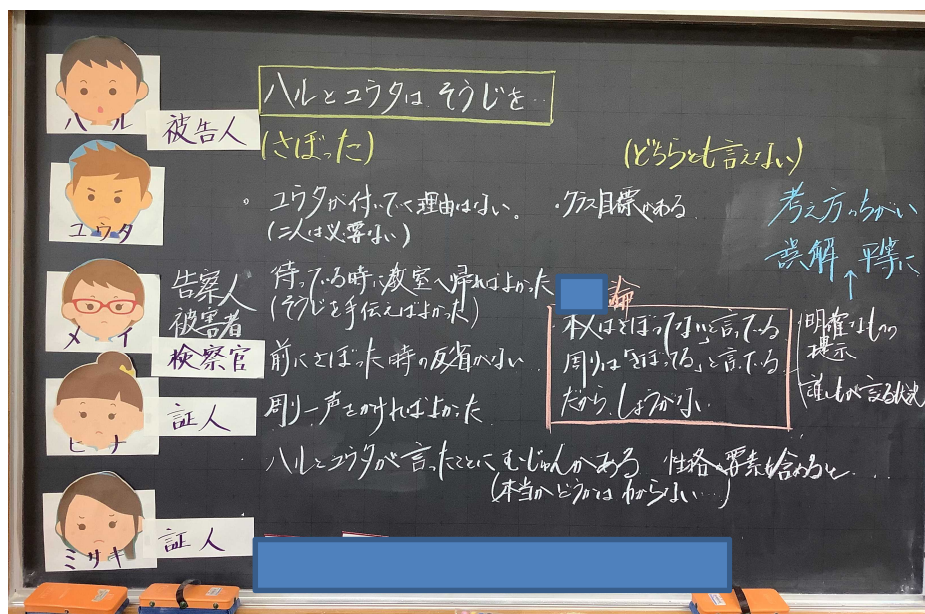
ア 配布資料

別紙のとおり。

イ グループで話し合った際のホワイトボード



ウ 板書



5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領
社会科

〔第6学年〕

3 内容の取扱い

(1)ア 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，裁判員制度

資料【帰りの会の場面を中心とした、登場人物の主な発言】

メイ 「掃除の時間は15分しかないのに、結局7分くらい帰ってこなかったの。これが初めてじゃなくて、2人はしょっちゅう掃除をさぼっておしゃべりしてるし、私が注意しても、言い訳ばかりで直そうとしない。今日はただでさえ1人欠席で当番の人数が少なかったから、残った人たちだけで机を運んだりするのは大変だったの。結局時間どおりには終わらずに、お昼休みのドッジボールもできなかったし。『掃除をがんばる』っていうのはみんなで決めたクラスの目標なのに、ハルさんとユウタさんの態度はどうかと思う。」

ハル 「僕は掃除をさぼってなんかいない。僕はほうきの当番だったから、ゴミを集めた後、ロッカーにちりとりを取りに行っただ。そしたら、ちりとりがなかったから、探しに行っただけだよ。それに、いつもさぼってるって言うけど、今まで僕とユウタさんが掃除中におしゃべりをして注意されたのは2回しかないよ。」

ミサキ 「ハルさんとユウタさんは掃除をしないでふざけていたと思う。いつもそうだし、もし本当にちりとりを探していたとしても、そのくらい1人でできるでしょ。2人で行く必要はないよね。」

ヒナ 「私は階段の掃除当番だったの。本当は階段でちりとりを2つ使うことはないんだけど、今日は1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、その片付けをするのに、ダイさんが教室のもう1つのちりとりも持ってきてみたい。それで、ハルさんとユウタさんが私のところに来ただけど、私もちょうどちりとりを使ってて、すぐには返せなかったの。」

メイ 「ミサキさんは、ハルさんたちはふざけてたって言ってるよ？」

ユウタ 「ミサキさんはそう言うけど、ずっと階段の方を見てたなんて、ミサキさんの方がさぼってたんじゃないの。ミサキさんはメイさんと仲良しだから、僕らが悪いって思い込んでるんだよ。たしか、待ってる間にハルさんが服についたゴミを取ってくれたけど、それがふざけるように見えたんじゃないかな。」